

# 1880年代教育史研究会ニューズレター

## 2002年12月25日 第3号

### 高等学校の役割・機能について

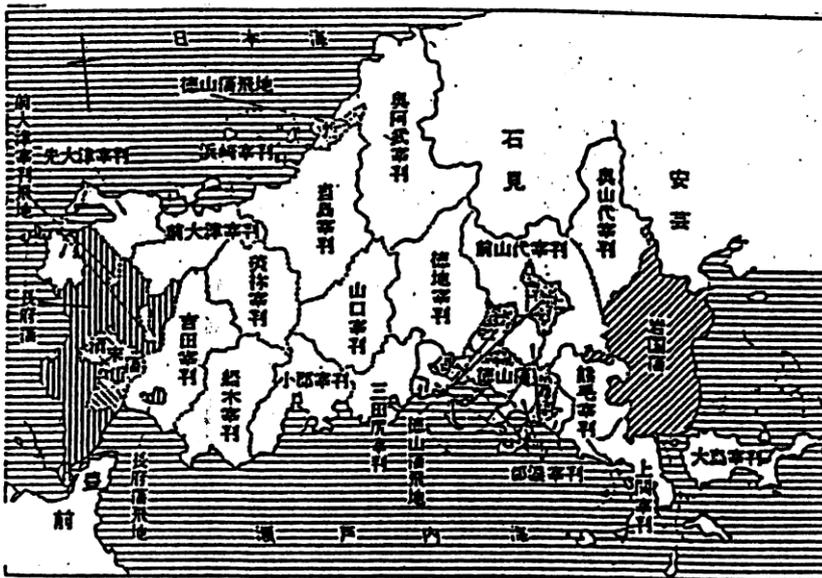
谷本 宗生

高等学校研究は、いまだ未開拓の状況であると私は考えている。とくに、各高等学校の役割・機能については不明な点が多い。高等学校の無試験入学制度についても然り。国立教育研究所の『日本近代教育百年史』第4巻（1974年）では、「無試験入学制度の適用を受ける尋常中学校が、どのようにして認められるか」（324頁）といったポイントを端的に指摘しているがその回答は明示されていない。各高等学校の無試験入学制度がいったいどのような過程を経て実施されたのか、それは設置区域内でどのような教育的な機能を果たしたことになるのかなどについて実証的に解明すべきであろう。前回のニューズ・レターでも紹介したが、第三高等学校の事例については京都大学文書館の西山伸が現存する公文書類からその実証的なアプローチを試みている。西山によれば、毎年第三高等学校設置区域の尋常中学校長会議が開かれ、その協議事項を文部大臣に第三高等学校長が報告していたとする。第三高等学校では、設置区域内の各尋常中学校に対してある一定の教育水準を要求していたという。その具体的な内実（教育課程・教授法・教科書などについて）をもっと知りたいところであるが、無試験入学制度を実施するからには各高等学校で教育水準の保証が尋常中学校側に求められたと考えてまず間違いないだろう。今後さらに探究すべき課題は、設置区域内尋常中学校長会議での協議事項の内容に加え、その会議がいつまで継続運営されたのか、そして会議の議題に質的な変化がみられたのか等々。

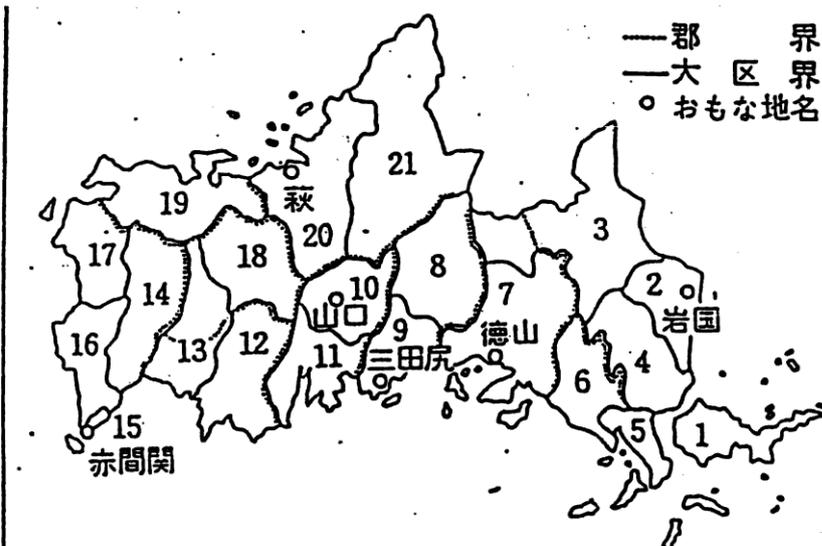
第一高等学校では、高等師範学校尋常中学科や独逸学協会学校などからの無試験入学制を実施している。なかでも、独逸学協会学校は第一高等学校の審査を受けて普通科の学科課程や教則も改定している。第一高等学校本科及び同校医学部との連絡をはじめとして、独逸学協会学校は第二・第三・第四・第五高等学校と連絡を結んでいる。第一高等学校との連絡にならって、各高等学校も一高同様に従ったのではないかと思われる。また、第五高等学校でも1887（明治20）年から毎年設置区域内各県協議会を開催している。1887年の第一回相談会の協議事項は、「第五高等学校学科程度及教科書ハ務メテ第一高等学校ト同一ナラシメン事ヲ期ス故ニ当校区域内尋常中学校第三級以上モ亦タ当校予科学科ノ程度及教科書等同一ナラシメンハ将来各尋常中学ヨリ当校へ無試験ニテ転学スルノ便ヲ得ヘシ…但本文教科用書中得失判然シ第一高等学校ニ倣ヒ難キモノハ強テ本文ニ泥マス善良ナルモノヲ用イルモ各尋常中学校ト当校ト彼是差違ナキヲ希望ス」というものであった。1888年の第2回相談会には、文部省の杉浦専門学務局次長が出席して演説を行っている。杉浦は、「尋常中学より高等中学へ入るの試験に於て、大に学力の差異を生ぜり。然らば則ち便法となる階梯を研究せざるべからず。」と述べ、「未だ実験上に依らざるべからざる次第なれども、先一言を演べて諸君の考案を伺はんとす」と設置区域内協議会の役割に期待を示している。文部省側の意向が、もしも演説内容とおりでであると仮定すれば、各高等学校設置区域内協議会の役割はかなり大きいものであったのではないか。（続）

## 学区の思想 (承前)

神 辺 靖 光



藩政時代の支藩および宰判別地図 (幕末)



山口県大区画図 (明治6年)

1872年の「学制」の学区制はフランスのそれをまねたとされている。しかし中国の学区の思想が日本に入っていたからすぐに理解されたのであろう。

そこには人口を基礎に区画する非現実的な思想と州・郡・郷という生活圏をもとにする行政圏を学区とする考え方があった。そして学区は進学の経路を求める思想と広く庶民を就学させようとする指向がその背後にあった。幕末から明治初年にかけてこれに関する多くの意見書がみられる。だがこれらを紹介しても冗漫に流れるだけだから打ち切り、幕末から明治前期まで調整しながらも学区を継続した山口藩・山口県の例をあげよう。

上図は山口藩（俗にいう長州藩）とその支藩である徳山・長府・清末3藩と岩国藩（毛利一族の吉川家支配）の藩域図である。山口藩内に16～18の郡があったが、1郡または2郡を合わせて宰判（裁判とも書く）という行政区をつくった。宰判の代官役所を勘場という。1867年、藩はこれまであった郷学校を宰判ごと、勘場近くに移すことを命じ、長門方面の郷学校は萩の明倫館に、周防方面は山口明倫館に監督させるとした。

1872年10月、山口県は「中小学章程」をつくり、山口中学附連、萩中学附連、岩国中学附連、豊浦中学附連の4中学区をつくったが、これは旧宰判と支藩領を組み合わせたものである。'73年、前年の戸籍法を受けて大区小区を区画したが、これも旧宰判と旧支藩領を組み合わせた。それが下図である。因みに旧藩領がそのまま県域となって今日まで続いたのは山口県だけである。

'73年、山口県は政府の命ずるところに従って人口19万人を基準に6中学区に編制し直したが旧例をはずしていない。'78年の郡区町村編制法で大区小区はなくなり、'79年の「学制」廃止で大中小学区もなくなった。しかし山口県は中学区を続けた。'80年に再編した中学区は以下のようなものである。

明治13年6月1日、

今般別記ノ通、管下各郡区ヲ五中学区二分チ、其学区内人戸稠密位置得其宜候場所ニ付、各一中学校ヲ設置候条、各地方小学ニ於テ卒業ノ者及ビ中学科修業志願ノ者ハ各其便宜ニ従ヒ進学致スベシ。此旨布達候事。(中略)

記

第一中学区	玖珂郡	大島郡	学校ヲ岩国ニ置キ岩国中学校ト称ス。
第二中学区	都濃郡	熊毛郡	学校ヲ徳山ニ置キ徳山中学校ト称ス。
第三中学区	吉敷郡	佐波郡 美祿郡	学校ヲ山口ニ置キ山口中学校ト称ス。
第四中学区	厚狭郡	豊浦郡 赤間関区	学校ヲ豊浦ニ置キ豊浦中学校ト称ス。
第五中学区	阿武郡	見島郡 大津郡	学校を萩ニ置キ萩中学校ト称ス。

(府県史料・山口県史料・政治部学校)

'84年、初等高等科併置の山口中学校を本校とし、萩・岩国・豊浦・徳山の4中学校は初等科だけの支校とした。こうして山口県は'86年の「中学校令」公布まで中学区を延引したのである。

## 1880年代教育史像再構築の試み(1)

### — 1886年「中学校令」の謎から —

荒井 明夫

これまでの日本教育史研究の蓄積の中で、1880年代の日本教育史像は何故に再構築される必要があるのか。この問いに答えるために、われわれが対決すべき日本教育史像とはなにか、またこれまで蓄積された日本教育史研究を、初等教育史・中等教育史・高等教育史と、後に確立される学校体系に即して整理してみようと思う。

われわれが批判・克服の対象としている日本教育史像の一端を示すと、次のような図式になる。すなわち、わが国の教育制度成立過程は1872年の「学制」とその破綻、それに続く「教育政策の動揺」、そして森文相登場による86年諸学校令による改革とその結果による「制度の確立」、という図式である。手元にある府県教育史を繙くならば、これらの図式がいかにか一般化しているか明瞭である。多くは86年以前を「成立過程」に、86年以降を「確立期」とみている。この説の特徴は、86年前後の非連続である。

こうした捉え方に対して、われわれは、日本教育史においては1870年代・1890年代とは連続しつつも非連続である1880年代を描けると考えている。このことを丁寧に論証するため、さしあたって、前回紹介した二つの史料がもつ可能性を確認しておきたい。

前号において、筆者は、1886(明治19)年「中学校令」の成立に関係する二つの史料(すなわち発令の前年の1885年7月末までに「中学校令」を特徴付ける「一県一中学校」の原則が確立されそれが福山地方に伝わっていたという事実を示す史料と同時期に「中学校条例取調委員」が任命されていた史料)を紹介し、次のような仮説を提起した。やや長くなるが再度引用しておきたい。

「まず確認できる事実、『中学校条例取調委員』が任命され、その約一週間後には『地方税支弁に関わる尋常中学校を一県一中学校とする』という『中学校令』の骨子が決定、その情報が福山の有志に伝えられたという点である。委員の発令後一週間という短期間から判断して、既に筋書きが出来ていた可能性の方が高

い。その筋書きは、恐らく辻・浜尾・久保田・森らの合作ではないか。もしそうであるならば『地方税支弁に関わる尋常中学校を一県一中学校とする』原則は、何よりも第三次『教育令』と同じ政策基盤、すなわち『教育の経済主義』からの政策だったのではないだろうか。このことは森有礼『教育令ニ付き意見』にみられる、いわゆる『教育の経済主義』にも符合する」と。

筆者がこの二つの史料を重視するのは、先に指摘したわれわれが批判の対照としている図式にある86年を契機に公教育制度が確立した、とする説への問題提起に連なると判断するからである。つまり、その説は85年-86年の非連続を強調するのであるが、少なくとも上記二史料は連続を示している。前号においても指摘したように、86年「中学校令」の政策立案過程を解明する史料は今のところ発見されていない。史料の発見、それが無理ならば構造把握による「中学校令」の新たな解釈の提起は急務である。筆者は、85年第三次教育令による「経済主義」と86年「中学校令」の「経済主義」が同一政策基盤であったとする仮説を有しているが、これを立証する作業をすすめなければならない。

86年「中学校令」の特徴の一つである「一県一中学校」が前年7月までに骨子として完成していたことはすでに指摘した。もう一つの特徴である高等中学校はどうか。高等中学校は一体どこから来たのか。

「中学校令」制定に関する史料未発見の現在、問題を解く鍵を与えているのは、最近の一連の研究成果であると思える。この点に関しては、このレターで筆者が展開しようとしている「1880年代教育史像再構築の試み-中等教育-」において展開することとして、先ず先行研究批判として土屋忠雄の名著『明治十年代の教育政策』を取り上げてみようと思う。

## 第2回例会蛇足

小宮山道夫

第2回例会で問題提議をしておきながら、当の本人の研究が進んでおりません。そこで今回は、それこそ独り言やメモのつもりで書けばよいとの編集担当富岡氏のお言葉に甘えて、先の例会の補足ならぬ蛇足を致します。紙面を汚しますことご寛恕願います。

さて、全国地方教育史学会紀要『地方教育史研究第23号』の小特集「高等中学校研究」における西山伸氏の報告は、第三高等中学校における無試験入学制度に着目し、従来先行研究が無試験入学制度を「尋常中学校と高等中学校との連絡の問題」としてとらえ、制度面での分析を行ってきたに過ぎないことを指摘し、三高資料をもとに無試験入学制度の実態に迫ろうとしたものと理解しています。

この中で少し気になった点は、「二(一)区域内尋常中学校長会議における議論」での載録資料が議事要録に等しく、議論の経緯を知るには不十分であろうという点です。これは資料的制約に他ならないのだろうとは承知しますが、制度の変化が何に起因するものなのか、やはりその真相が気になります。

無試験入学の導入により優良な学生が集まったために入学段階をランクアップしたのか、学生が集まらないために基準をゆるめたのか、実際はどちらだったのでしょうか。西山氏自身も「これをどう解釈するか、すなわち高等中学校の生徒獲得策と位置づけることも可能ではあろうが、少なくとも尋常中学校側卒業生の側の一

定程度の学力上昇もその基盤にあったことは間違いなかろう」と述べています。しかし、そこまで断じるのは尚早のように私は思います。むしろ一高以外が慢性的に抱えていた本科学生数の不足という状況を考えれば、ある程度の学力を期待できる岡山尋常中学校卒業生に限って、本科第一年級まで入学卒を広げたことこそ生徒獲得策の傍証になると思うべきではないかと感じます。

ちなみに入試制度と地域との関係の例としては、広島高等師範学校が1903(明治36)年から1921(大正10)年まで推薦制を実施しています(創設初年度は競争入試)。選抜試験が主流となっていた当時において、あえて推薦制を採用した理由は定かではありませんが、「全国から一定の入学者を集めるためにもっとも有効な手段」であり、「ローカル化を抑えていたことは間違いない」と結論づけられています(片岡徳雄・山崎博敏編『広島高師文理大の社会的軌跡』広島地域社会研究センター、1990年)。第三高等学校における区域内の無試験入学と照合すれば、ローカル化という点では当然のことながら制度と時代状況の違う両者の結果は対局にありますが、入学者を集めるのに有効という意味では、時代と地域を超えて普遍的作用であったように思われます。

### H P 開 設 の お 知 ら せ

本研究会はニューズレターによる情報交換が主体ですが、緊急の告知や紙面にとどめるまでもない軽微な話題提供など、ニューズレターではカバーしきれない部分を補足するため、1880年代教育史研究会のホームページを仮設しております。ホームページのURLは下記のとおりです。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/index.html>

機会がありましたらどうぞお立ち寄り下さい。ご意見等お待ちしております。

なお、一般掲示板はどなたでも自由に入ることができますが、会員専用掲示板に入るにはパスワードが必要です。パスワードについては小宮山までお尋ね下さい。

## 国立国会図書館近代デジタルライブラリーの活用

富岡 勝

本年10月1日に国立国会図書館のホームページ上に「近代デジタルライブラリー」というものが新設された(URLは、<http://kindai.ndl.go.jp/index.html>)。国会図書館所蔵明治期刊行図書の各ページを、画像としてインターネット上で閲覧・保存・印刷できるというサービスである。たしか5～6年前より酸性紙劣化問題への対応などから国会図書館では一部の図書がマイクロフィッシュに保存され、複写利用もマイクロフィッシュからおこなわれるようになっていたが、今回の近代デジタルライブラリーはその蓄積を生かしたものである。ネット上での公開の理由や所蔵資料について、同ライブラリーのページでは次のように説明している。

国立国会図書館では、図書館資料を文化財として永く後世に伝えるとともに、広く利用に供しています。この趣旨により所蔵資料のデジタル化を行い、電子図書館サービスによって提供しています。平成12年度からは当館が所蔵する明治期に刊行された図書の全分野約16万冊を対象として著作権調査を行い、著作権保護期間が終了したもの、また、著作権者(あるいは著作権継承者)の許諾を得たものからデジタル化に取り組み、平成14年度から近代デジタルライブラリーで公開しています。

東京から遠く離れて生活する者にとって、国立国会図書館は出張で年に1～2回やっと来られるような状況である。また、図書館同士の「現物貸借」制度は、期間と費用がかかる上、マイクロフィッシュ化された図書に関しては一部複写でしか利用できなかった。したがって、インターネット上で史料そのものを、しかも「い

つでも」利用できるということは画期的なことである。

図書の各ページが画像として公開されるというのも研究者にとっては大きな意味をもつのではないだろうか。これまでも資料を電子テキストの形で公開する例はみられた。たとえば、「京都大学電子図書館」(<http://ddb.libnet.kulib.kyoto-u.ac.jp/minds.html>)のホームページ内における『京都大学百年史』(総説編・部局史編・資料編)本文の公開や、著作権切れの文学作品を公開する青空文庫(<http://www.aozora.gr.jp/>)などがある。しかし、研究で利用する際には、電子テキストの形に打ち込む際のミスの可能性や旧漢字や記号の表記を確認する必要性から、必ず原典を参照する必要がある。各ページの画像そのものを公開するのであれば、これらの問題はクリアされ、本当に最後の確認として現物を手にとることは必要だとはいえ、基本的にはインターネットで公開された分を研究資料として利用可能となる。

各ページを画像として公開することはこのようなメリットがあるが、一方で内容を検索することがむずかしい面はある。同ライブラリーではこの問題を、書名、著者名、刊行年月日ばかりでなく、目次内容をもデータベース化してキーワード検索できるようにすることである程度解決している。たとえば、「中学」というキーワードで検索をすれば、353件のリストが出てくるが、書名に「中学」を含まない『青森県統計書 明治15, 19-27, 30-44年度』や『学校幼稚園書籍館博物館一覧表 明治14年』といった図書も目次のなかに「中学」という語があるためヒットするわけである。

このようなメリットをもつ同ライブラリーは、1880年代教育史研究のためにどのようなメリットがあるだろうか。扱われているのがあくまでも図書であるため、一次資料の発見という面では期待できない。しかし上述の強力な検索機能によって、これまであまり利用してこなかったが図書を再発見することも期待できるだろう。たとえば、「学校」で検索すれば、書名に「学校」を含まないものも含む1980件がヒットするのである。次号では、この近代デジタルライブラリーも駆使しながら自分自身の研究テーマを進めていきたい。

## 編集後記

12月14日に死去された佐藤秀夫会員のご冥福を心からお祈りいたします。これから研究会で一緒できることを楽しみにしていましたのに、本当に残念でなりません。

本号も諸事情で当初の発行予定から約2ヶ月以上遅れました。締め切りを守ってくださった会員に本当におわびを述べたいと思います。これからはできるだけスケジュール通りの発行を目指しますのでどうぞよろしく願いいたします。今回は原稿をいただけなかった会員にも次号は無理のない範囲で何とかよろしく願いしたいと思います。本号では図入りの神辺会員の原稿をスキャナーで取り込んで作ってみました。ファイルサイズなどの条件がクリアされれば、会のホームページにニューズレターのバックナンバーをのせることも可能かもしれません(もちろん会員のみなさんの了承が必要ですが)。今後、原稿にフロッピーディスクなどで電子データとともに送ってくださると助かります。もちろん電子メール入稿も歓迎です。(富岡)

### <研究会連絡先>

〒175-8571 東京都板橋区高島平1-9-1

大東文化大学荒井明夫研究室気付 「1880年代教育史研究会」事務局

### <ニューズレター原稿送付先>

〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1

近畿大学教職教育部富岡勝研究室

e-mail : [tomi2001@fmail.plala.or.jp](mailto:tomi2001@fmail.plala.or.jp) (e-mailによる投稿も歓迎)

